

雇用ニュース

2016年10月



「竜神峡」(常陸太田市) いばらきフォトダウンロード

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ! ◇◇

－ おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 県内初! 「ユースエール認定企業」 3
- ・ 若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆様へ 4～5
- ・ 「茨城労働局新卒者等就職・採用応援本部」を開催 6
- ・ いばらきジョブフェスタを開催します 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.25倍

「雇用情勢は、改善が進んでいます」

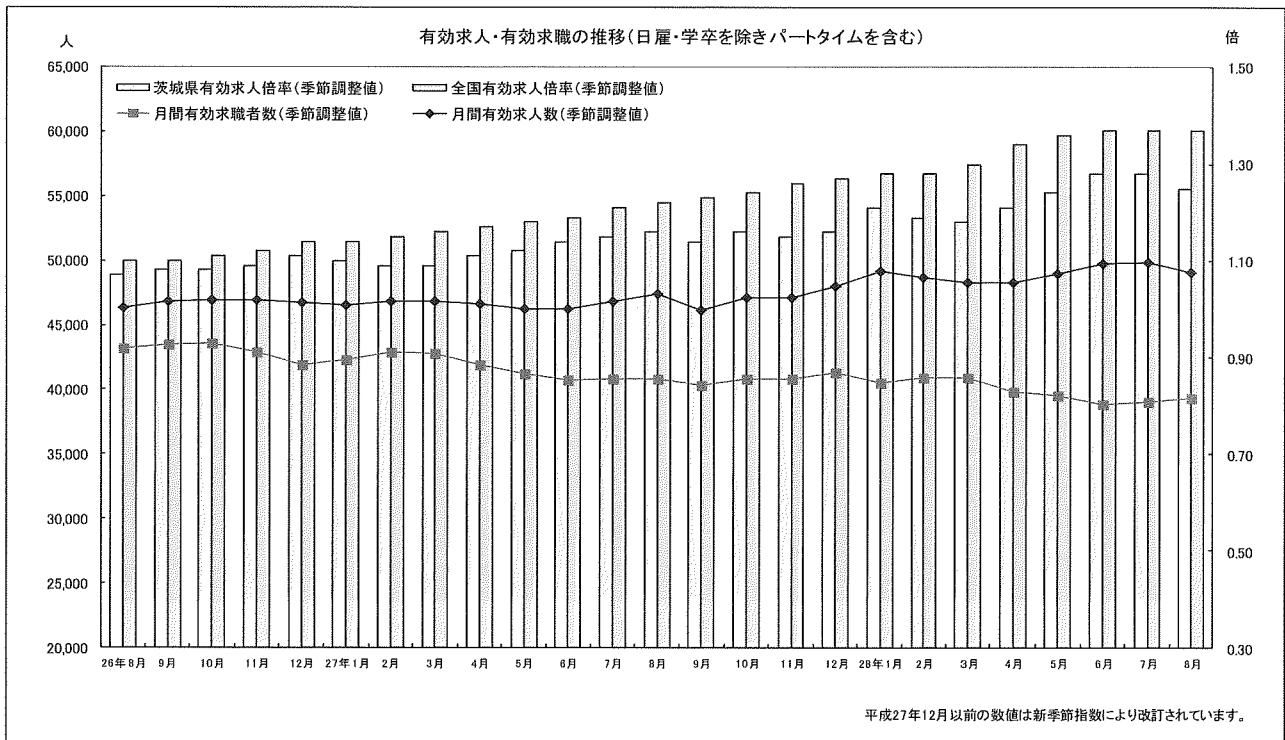
1 概況

8月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は17,394人で、前年同月と比較して2.9%増と6か月連続で増加しました。雇用形態別では、パートタイムを除く常用の求人は前年同月比0.5%の増加、常用的パートタイムの求人は、同2.1%の増加となりました。新規求職申込件数は9,226件で前年同月比1.1%の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同0.6%の減少、常用的パートタイムは同3.1%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同3.3%の減少となり、高年齢求職者（60歳以上）は同0.6%の増加となりました。

有効求人数（原数値）は、48,055人で前年同月比は3.7%増加と10か月連続で増加しました。

一方、有効求職者数（原数値）は39,182人で同3.5%減と、37か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.25倍（季節調整値）で、前月に比べて0.03ポイント下回りました。なお、原数値は1.23倍と前年同月を0.09ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は17,394人となり、前年同月比で2.9%増と6か月連続で増加しました。

産業別にみると、「運輸、郵便業」が（前年同月比26.8%増）、「医療、福祉」（同10.6%増）、「製造業」（同9.7%増）、「卸売業、小売業」（同5.9%増）などで増加となりましたが、「教育、学習支援業」（前年同月比37.3%減）、「生活関連サービス業、娯楽業」（同27.3%減）などが減少となりました。

規模別でみると、1,000人以上（前年同月比21.3%減）500～999人（同98.0%増）300～499人（同5.3%減）100～299人（同13.8%増）30～99人（同2.7%減）29人以下（同3.5%増）となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比0.5%の増加となり、常用的パートタイムは同2.1%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,169件で、前年同月と比較し6.3%増加となり5か月ぶりの増加となりました。また、新規求職申込件数に占める割合は23.5%で、前年同月（21.9%）を、1.6ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は9,276人と、前年同月比で0.1%減と35か月連続の減少となりました。雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は604人で、資格喪失者の割合では6.8%（前年同月4.8%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比40.5%増となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は9,226件となり、前年同月比で1.1%減と8か月連続で減少しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は70.5%（前年同月69.9%）と0.6ポイント上回り、数では前年同月比で0.6%の減少となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で29.5%（前年同月30.1%）と0.6ポイント下回り、数では前年同月比で3.1%の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数9,157人のうち34歳以下の若年者の占める割合は36.0%で3,300人、同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は14.8%で1,352人となりました。

茨城県内で初の「ユースエール認定企業」を認定！！

～9月16日に認定通知書交付式を行いました～

茨城労働局（局長 西井 裕樹）は、(株)武井工業所を「青少年の雇用の促進等に関する法律」（以下、「若者雇用促進法」という。）に基づく基準適合事業主として平成28年8月31日付けで認定（ユースエール認定）しました。茨城県では、本制度による認定は初となります。

ユースエール認定制度は、平成27年10月施行の「若者雇用促進法」によって創設された、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する制度です。認定を受けた企業は、認定マークを広告、商品、求人広告などに使用でき、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。また、ハローワークなどでの重点的なPRや関係助成金の加算などの措置を受けることができます。（詳細は次頁以降をご覧ください）

【ユースエール認定企業】

株式会社 武井工業所 （石岡市）

業 種：セメント・同製品製造業

※愛称「ユースエール」の解説

若者（youth）を応援する（yellを送る）事業主というイメージを表現しています。




若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートしました。

認定した企業に対して情報発信を後押しすることなどによって、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。	
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。	
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。	 <認定マーク>
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます（裏面参照）。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 ④三年以内既卒者等採用定着奨励金	
5	日本政策金融公庫による低利融資	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率※から-0.65%での低利融資を受けることができます。 ※ 平成28年4月1日現在：中小企業事業1.30%、国民生活事業1.85%。 ※ 適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無、信用リスクなどに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikikigyou_m_t.html	
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。	

Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 以下の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

<認定基準>

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	<ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下 ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下または週労働時間が60時間以上の正社員の割合が5%以下 ・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上 ・直近3事業年度において、男性労働者の育児休業などの取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上※³
4	右の青少年雇用情報について公表していること	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の女性割合 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことにより認定を辞退していないこと※ ⁴	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※¹ 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※² 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

※³ 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※⁴ 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

<若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算措置について>

1. キャリアアップ助成金

認定企業が35歳未満の有期契約労働者などを正規雇用などへ転換する場合、1人当たり最大60万円のところ、10万円を加算し70万円を支給する。 ※支給額は企業規模などにより異なります。

2. キャリア形成促進助成金

認定企業が「雇用型訓練コース」「重点訓練コース」を活用した場合、経費助成率を1/2から2/3に引き上げる。 ※助成率は企業規模などにより異なります。

3. トライアル雇用奨励金

認定企業が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、月額最大4万円のところ、5万円を支給する（最長3カ月間）。

4. 三年以内既卒者等採用定着奨励金

認定企業が、学校等の既卒者や中退者が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた場合、1人当たり最大70万円のところ、10万円を加算し80万円を支給する。

※支給額は企業規模などにより異なります。

各助成金の詳細については、厚生労働省ホームページ「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。各都道府県労働局へお問い合わせください。

URL : http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

雇用関係助成金

検索

平成28年9月28日

「茨城労働局新卒者等就職・採用応援本部」 を開催しました！

「茨城労働局新卒者等就職・採用応援本部」とは・・・

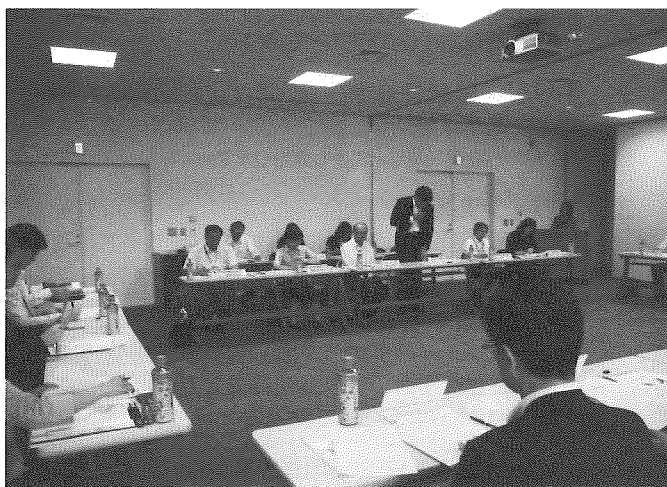
茨城労働局は、茨城県や茨城県教育長等の関連機関と連携して新規学卒者等の就職支援に係る企画・調整を行い、地域における新規学卒者等の就職支援と企業の人材確保の実現に向けた協議の場として、「茨城労働局新卒者等就職・採用応援本部」を設置しています。

新規学校卒業予定者の就職環境については、茨城県経済が緩やかに回復しつつある中で、企業の従業員の採用意欲も高まりがみられるなど、改善が進んでいる状況にあります。しかしながら、就職を希望しながら就職が決まらないまま卒業した方も少なからずいるため、こうした方についても、適正と能力に応じた就職が一日でも早く実現できるよう、継続して就職支援を行っていくことが必要と考えています。

また、少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少していく中で、県内企業が持続的に成長していくためには、若年労働力の確保は必要かつ欠かせないものとなっています。

今回は、以下の内容について意見交換を行いました。

- (1) 高校生への就職支援について
- (2) 大学生等への就職支援について
- (3) 新卒応援ハローワークにおける就職支援について



未来のための若い力、新規高等学校
卒業予定者を採用しませんか？

高校生対象就職面接会
県内4会場で開催

いばらきジョブフェスタを開催

平成29年3月高等学校卒業予定者を対象とした就職面接会を、県内4会場において下記の日程により開催します。

就職が決まっていない新規高等学校卒業予定の皆様、未来のための若い力を求めている事業主の皆様、この機会に是非ご参加ください。

	開催日時	会場	お問い合わせ先（学卒担当）
いばらきジョブフェスタ in 土浦	11月2日（水） 13時～	ホテルマロウド筑波 土浦市城北町 2-24	ハローワーク土浦 Tel.029-822-5124 ハローワーク石岡 Tel.0299-26-8141 ハローワーク龍ヶ崎 Tel.0297-60-2727
いばらきジョブフェスタ in 日立	11月11日（金） 13時～	ホテル テラス ザ スクエア日立 日立市幸町 1-20-3	ハローワーク日立 Tel.0294-21-6441 ハローワーク高萩 Tel.0293-22-2549
いばらきジョブフェスタ in 結城	11月18日（金） 13時～	結城市民情報センター 結城市国府町 1-1-1	ハローワーク筑西 Tel.0296-22-2188 ハローワーク下妻 Tel.0296-43-3737 ハローワーク古河 Tel.0280-32-0461 ハローワーク常総 Tel.0297-22-8609
いばらきジョブフェスタ in 水戸	11月21日（月） 13時～	ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町 1-6-1	ハローワーク水戸 Tel.029-231-6244 ハローワーク笠間 Tel.0296-72-0252 ハローワーク常陸大宮 Tel.0295-52-3185

事業主の皆様へ

面接会への参加を希望される場合は、各ハローワークへお問い合わせください。面接会の参加には高卒用求人の提出が必要となります。なお、座席数の都合により参加申込を締め切っている場合がありますのでご了承ください。

就職を希望する高校生の皆様へ

面接会への参加を希望される場合は、ご自身の学校の進路指導担当の先生に面接会に参加希望であることをお伝えいただき、学校を通して、参加希望会場のハローワークへお申込みください。

主催/共催：茨城県内各ハローワーク・茨城労働局・茨城県・茨城県教育委員会

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
25年度月平均	15,150	3,340	11,690	11,479	4,363	1,648	40,562	46,730	3,801	10,591
26年度月平均	17,004	3,552	13,285	11,079	4,048	1,722	46,385	43,022	3,677	8,943
27年度月平均	17,174	3,476	13,550	10,532	3,706	1,743	47,401	40,969	3,474	8,478
27年4月	16,612	3,380	13,047	14,036	4,723	3,081	47,342	45,602	4,480	7,677
5	15,095	2,869	12,088	10,504	3,751	1,753	43,665	44,021	3,540	8,637
6	16,378	3,690	12,539	10,937	3,928	1,732	44,056	43,142	3,713	9,104
7	17,541	3,702	13,681	10,226	3,723	1,614	45,076	41,887	3,525	9,256
8	16,911	3,217	13,554	9,325	3,411	1,344	46,352	40,623	3,021	9,285
9	15,679	3,531	11,998	10,089	3,602	1,530	46,409	40,083	3,355	9,083
10	19,617	4,078	15,367	11,139	3,874	1,822	48,941	41,120	3,429	8,520
11	16,417	3,142	13,111	8,690	3,140	1,350	47,991	39,223	2,944	8,449
12	14,991	2,978	11,896	7,733	2,683	1,231	46,698	36,718	2,752	8,090
28年1月	20,249	4,150	15,951	10,554	3,736	1,663	48,599	37,157	2,785	8,021
2	18,963	3,609	15,234	11,548	3,893	1,868	51,261	39,651	3,377	7,798
3	17,633	3,369	14,129	11,604	4,004	1,927	52,416	42,401	4,768	7,820
28年4月	17,446	3,365	13,977	12,635	4,008	2,903	48,525	43,298	3,666	7,383
5	16,502	3,331	13,019	10,464	3,534	1,870	46,895	42,654	3,477	8,519
6	16,844	3,486	13,219	9,938	3,363	1,709	47,240	41,053	3,499	8,873
7	17,776	3,707	13,940	9,055	3,194	1,460	47,331	39,765	3,039	8,563
8	17,394	3,397	13,859	9,226	3,300	1,352	48,055	39,182	2,953	9,276
9										
10										
11										
12										
29年1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
25年度月平均	1.32	1.53	0.87	0.97	5.5	8.4	▲ 4.1	▲ 6.9	▲ 1.6	▲ 2.3	▲ 3.0	▲ 8.6	256	3.9
26年度月平均	1.54	1.69	1.08	1.11	12.2	3.6	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 15.6	▲ 11.4	233	3.5
27年度月平均	1.62	1.86	1.16	1.23	1.0	3.5	▲ 4.9	▲ 4.8	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 7.6	218	3.3
27年4月	1.57	1.77	1.11	1.17	0.1	0.1	▲ 6.6	▲ 7.8	▲ 1.6	▲ 4.8	▲ 3.9	▲ 6.5	234	3.4
5	1.55	1.78	1.12	1.18	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 8.9	▲ 10.8	▲ 9.6	▲ 10.4	▲ 7.6	▲ 12.6	224	3.3
6	1.60	1.79	1.14	1.19	4.6	6.8	1.1	▲ 0.4	▲ 4.5	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 5.8	224	3.4
7	1.65	1.82	1.15	1.21	7.2	4.3	▲ 5.5	▲ 5.9	▲ 2.1	▲ 6.2	▲ 7.1	▲ 8.2	222	3.3
8	1.60	1.84	1.16	1.22	▲ 0.7	4.9	▲ 4.1	▲ 4.0	▲ 0.6	▲ 4.3	▲ 5.1	▲ 5.9	225	3.4
9	1.55	1.83	1.14	1.23	▲ 12.9	0.9	▲ 13.0	▲ 11.7	▲ 12.3	▲ 11.6	▲ 6.7	▲ 7.1	227	3.4
10	1.67	1.01	1.16	1.24	7.5	5.4	▲ 1.2	▲ 4.0	▲ 10.7	▲ 8.2	▲ 8.1	▲ 7.3	208	3.2
11	1.56	1.90	1.15	1.26	2.6	9.3	1.8	0.3	▲ 5.6	▲ 0.5	▲ 2.0	▲ 3.4	209	3.3
12	1.55	1.90	1.16	1.27	1.2	6.2	3.7	▲ 1.7	▲ 4.6	▲ 3.7	▲ 3.5	▲ 6.3	204	3.3
28年1月	1.91	2.07	1.21	1.28	10.4	2.7	▲ 11.7	▲ 11.3	▲ 7.3	▲ 9.3	▲ 4.2	▲ 6.2	211	3.2
2	1.58	1.92	1.19	1.28	▲ 2.6	9.6	▲ 2.3	▲ 1.0	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 5.4	▲ 4.6	213	3.3
3	1.72	1.90	1.18	1.30	1.2	5.2	▲ 6.4	▲ 5.9	▲ 5.0	▲ 0.8	▲ 5.1	▲ 6.0	216	3.2
28年4月	1.87	2.06	1.21	1.34	5.0	3.9	▲ 10.0	▲ 11.0	▲ 18.2	▲ 10.2	▲ 3.8	▲ 8.9	224	3.2
5	1.74	2.09	1.24	1.36	9.3	10.3	▲ 0.4	▲ 1.3	▲ 1.8	▲ 2.3	▲ 1.4	▲ 5.5	216	3.2
6	1.80	2.01	1.28	1.37	2.8	5.7	▲ 9.1	▲ 7.8	▲ 5.8	▲ 6.3	▲ 2.5	▲ 7.5	210	3.1
7	1.85	2.01	1.28	1.37	1.3	▲ 1.1	▲ 11.5	▲ 10.9	▲ 13.8	▲ 1.6	▲ 7.5	▲ 10.5	203	3.0
8	1.73	2.02	1.25	1.37	2.9	8.8	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.1	▲ 3.7	212	3.1
9														
10														
11														
12														
29年1月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)
 5. 平成27年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。